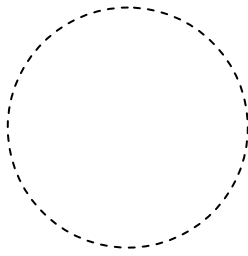


收受欄

A 4 判



課 長	課長補佐	係 長	合 議

給水装置工事申込書 [正・副本各 1 部]

平成 年 月 日

上里町水道事業管理者

上里町長 関根孝道 様

(法人は所在地、名称、代表者名)

住 所

フリガナ

申込者(装置所有者)氏 名

印

電 話

水道事業給水条例に基づき、下記のとおり給水装置の工事を申込みます。
なお、給水装置の工事及び管理並びに利害関係に係る一切の責任を負います。

お客様番号	収納事項		台帳記録	収 納	申込審査	設計審査
	量水器口径 mm	水道加入金 円 審査手数料 円				
工事施行場所	【 街区 - 画地】					
工事の種別	新設【 mm 専用住宅 集合住宅 店舗 工場 農地 】 改造(増設含)[増径・ 減径 mm・ mm] 撤去【 mm分水閉止により給水契約を解除】					
工事の原因	通常工事 開発・分譲 公共事業による移転					
工事予定期間	平成 年 月から平成 年 月まで					
給水方式の区分	直結給水 受水槽給水【 専用水道 簡易専用水道 小規模水槽(有効容量 t)】					
添付書類	委任状 案内図 設計審査書 平面図 立面図 公図(写) 利害関係者承諾書 登記簿謄本 建築確認					

上記申込みのとおり承認します。

平成 年 月 日

申込者(装置所有者)

様

上里町水道事業管理者

上里町長 関根孝道 印

委任状 [正本 1 部]

A 4 版

給水装置工事の申込みに関する一切の件を、
在地、名称、代表者名)

指定給水装置工事事業者(所

に委任します。

平成 年 月 日

住所
申込者(装置所有者) フリガナ
氏名

印

給水装置等所有権譲渡申込書

この度、私は給水装置の新設等の申込みにあたって、公道等に布設する給水装置
等の所有権を 水道事業に譲渡いたします。

なお、当該給水装置等の維持管理は、 お願いいたします。

平成 年 月 日

上里町水道事業管理者
上里町長 関根孝道 様

住所
申込者(装置所有者) フリガナ
氏名

印

案内図について

様式は、指定しないので任意のものを使用してください。

縮尺1 / 2,500 ~ 3,000程度のA 4版を添付する。

裏面に工事施行箇所及び申込者の氏名を記入すること。（紛失防止のため）

方位は、原則、上を北とし、給水装置の設置箇所は赤書きで明確に記入すること。

必ず目標物（公共施設、店舗等又は信号機付交差点）が表示されていること。

給水管を全面道路から分岐するとき以外は、案内図に赤書きで経路を記入すること。

公図について

提出の有無は、各市町村に必ず確認してください。

各市町村税務担当課又は法務局出張所において、発行したもの、若しくはそれらの写しとする。

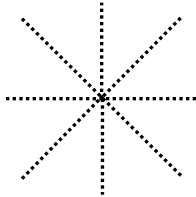
縮尺1 / 500 ~ 600程度のA 4版を添付すること。

裏面に工事施行箇所及び申込者の氏名を記入すること。（紛失防止のため）

方位は、原則、上を北とする。

位置関係が把握できるよう配管の位置を赤書きで表示する。

設計平面図 [正・副本各1部]

工事施行場所	【 街区 - 画地】
申込者(装置所有者)	住所 氏名
<p>(縮尺はS = 1 / 100 ~ 1 / 200程度)</p> <p>方位(北を表示)</p> 	

設計立面図 [正・副本各1部]

工事施行場所

【 街区 - 画 】

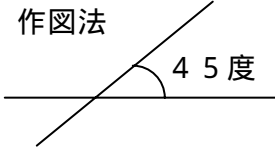
申込者(装置所有者)

住所

氏名

(縮尺は任意)

作図法



利害関係者承諾書[正本 1 部]

申込者（装置所有者）住所
氏名

私は、上記の者が 【 街区 - 画地 】 において施行する給水装置工事に関し、下記のとおり承諾いたします。

平成 年 月 日

私所有の土地(所有者 住所	番地)を使用することについて 氏名	印
私所有の土地(所有者 住所	番地)を使用することについて 氏名	印
私所有の土地(所有者 住所	番地)を使用することについて 氏名	印
私所有の土地(所有者 住所	番地)を使用することについて 氏名	印
私所有の家屋（工作物）を使用することについて 所有者 住所	氏名	印
私所有の家屋（工作物）を使用することについて 所有者 住所	氏名	印
私所有の給水装置（共用管）から分岐引用することについて 所有者（お客様番号) 住所	氏名	印
申込者（装置所有者）の代理人（給水区域内在住者）に選任されることについて 代理人 住所	氏名	印
申込者（装置所有者）が所有する装置の管理人に選任されることについて 管理人 住所	氏名	印

土地、家屋、共用給水管の所有者が申込者と同一人の場合は、押印を省略することができる。

分岐にあたって、給水装置（共用管）の共有者等利害関係者が複数存在する場合は、別途添付すること。